

とちぎ 米麦改良

平成30年1月
第113号

(公社)栃木県米麦改良協会
宇都宮市平出工業団地9番地25
☎(028)616-8700



新年のごあいさつ

(公社)栃木県米麦改良協会 代表理事会長 高橋 武

新年明けましておめでとうございます。

輝かしい平成30年の年頭に当たり、会員並びに関係者の皆様に新年のごあいさつを申し上げます。

皆様方には日頃より、当協会の事業推進に多大なご支援とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

水田農業を取り巻く情勢ですが、29年産米の生産数量目標が、昨年に引き続き、達成されました。本県でも、JAグループと生産者が一体となり飼料用米の生産に昨年同様取り組んだ結果、3年連続で深掘り分まで達成できました。この流れが今後とも継続し、需要に応じた生産に向けた取り組みとなるよう期待します。

本県の29年産の稲・麦・大豆の作柄についてですが、麦類は、暖冬や春先からの高温・多照により出穂は平年より早まり、収穫時期の天候に恵まれたことから収穫も早まりました。しかし、枯れ熟れにより大麦では、やや細実となりましたが外観品質は良好で、作柄は平年並みとなりました。

水稻については、生育前半は比較的良好に生育し、穂数が多く籾数は平年並みに確保されました。しかしながら、8月の日照時間が記録的に少なく登熟が不良で、作況指数93の「不良」となりました。また大豆についても、夏期の日照不足や10月の二つの台風などにより収量、品質が低下しました。

このような中、種子生産につきましては、麦類は概ね契約数量を確保しましたが、現在調製中の水稻は契約数量を下回る恐れがありますが、備蓄種子や県外から種子を移入するなどして、30年

産用の稲種子の必要量は確保します。大豆については契約数量を確保するのが厳しい状況ですが、備蓄種子や特例的な準種子（準種子B）を手当てするなどして、必要な種子量の確保に努めます。

さて、主要農作物種子法が、30年4月より廃止されることとなりましたが、当協会では、栃木県農業協同組合中央会並びに全農栃木県本部とともに、種子生産の重要性に鑑み、栃木県に対しまして、法廃止後も主要農作物の種子生産体制を継続するよう要請してまいりました。

栃木県では、種子生産の重要性に鑑み、基本的には、現行体制を維持する方向で検討していくとの情報を得ております。種子法廃止後の主要農作物種子供給のあり方について、関係者を交えた検討会でも協議するとのことですので、この県が主催する検討会に参加し、種子生産供給が維持されますよう要請してまいります。

このような状況下ではありますが、当協会としましては、本県で育成された水稻のオリジナル品種「なすひかり」、「とちぎの星」が「コシヒカリ」と共に日本穀物検定協会の食味ランキングにおいて高い評価を得ていることから、オリジナル品種の需要増など含めた計画的な種子生産を行い、種子生産者をはじめ県・関係機関団体と一体になり優良種子の生産と安定供給に努めて参ります。

今後とも、皆様方のお一層のご支援・ご協力をお願い申し上げますと共に本年が皆様にとりまして、幸多い年になることを心からご祈念申し上げます。年頭のごあいさつと致します。

平成 30 年産水稻の生産技術対策について

栃木県農政部経営技術課

1 平成 29 年産稲作の概要

本県の平成 29 年産水稻の作況指数は 93 の「不良」となりました（全国 100、関東 99）。

減収は特に早植栽培で大きく、登熟期間（7 月下旬～9 月上旬）の日照時間が平年の 48%（宇都宮アメダス）であり、登熟不良により屑米が多く発生したことが原因と考えられます。

なお、本県産米の玄米 1 等比率は 95.2%（平成 29 年 11 月 30 日現在）で全国平均（82.6%）を上回っており、品質は良好です。

2 平成 30 年産水稻の生産技術対策

1) 土づくりの徹底

収量・品質の安定のためには、稲体が好適な栄養状態を保つとともに、根張りを良くして登熟後期まで根の活力を維持させ、登熟の向上を図ることが重要です。そのため、2～3 年おきの深耕やようりん、けいカルや鉄分等を含む土づくり肥料、堆肥の施用など土づくりの徹底がポイントです。

2) 作期分散の稲づくり

近年、夏季の不順な天候（異常高温や低温・日照不足等）により、白未熟粒（乳白米）や胴割粒等の登熟障害が発生し、品質低下や減収を招いています。これらは特定品種（コシヒカリ等）への作付け集中、出穂期の早まり、作期集中中等が助長要因となっています。更に作期集中は、気象災害や病虫害の発生時に被害が集中し、減収の要因にもなります。①品種の分散、②被害等の危険分散のため移植時期を 5 月中旬まで

拡大し、品質向上の観点から 4 月田植えは行わない、③適切な水管理の実施が収量・品質の安定化のポイントになります。

3) 病虫害の適期防除

安定生産のため、収量・品質に大きな影響を与える以下の病虫害の適期防除による被害軽減も重要なポイントです。

(1) イネ縞葉枯病

近年、イネ縞葉枯病の発生及び被害は、県南地域から県中、県北へと拡大しつつあります。①抵抗性品種「あさひの夢」や「とちぎの星」の作付拡大、②病気を媒介するヒメトビウンカに効果的な薬剤の使用により被害拡大を防ぐことがポイントです。特に、発生の多い地域では、箱施用剤と本田防除の実施と併せ、抵抗性品種もウイルスの獲得源になる可能性があるため、罹病性品種と同様にヒメトビウンカに効果的な薬剤で防除することが重要です。また、新規需要米(WCSを含む)、加工用米等の主食米以外の栽培においても、同様の取組をお願いします。

(2) イネ稲こうじ病

イネ稲こうじ病は、古くは「豊年病」と呼ばれていましたが、近年、病粒が種子や玄米等を汚染し、等級の低下を招く他、種子粃への病粒混入によるクレーム等が問題になっています。

発生要因は、①土壌中の菌量が多い（前年の発生が多い）、②多雨、低温、寡照等の気象条件、③多肥条件等であり、防除のポイン

トは、出穂 20 ～ 10 日前に効果の高い薬剤（銅剤等）を散布することです。この時期以外の防除は効果が低下するので、幼穂長等を参考に適期防除に努めてください。

(3) 斑点米カメムシ類

平成 29 年産米の品質は良好でしたが、2 等以下の格付要因を見ると、その 26% が斑点米カメムシ類による着色粒でした。被害軽減のためには、薬剤による防除も重要ですが、出穂前後に水田周辺のカメムシ類の密度を低くすることが基本であり、本田内の除草及び地域全体で休耕地や畦畔などの草刈りを適期に実施することがポイントです（図 1）。

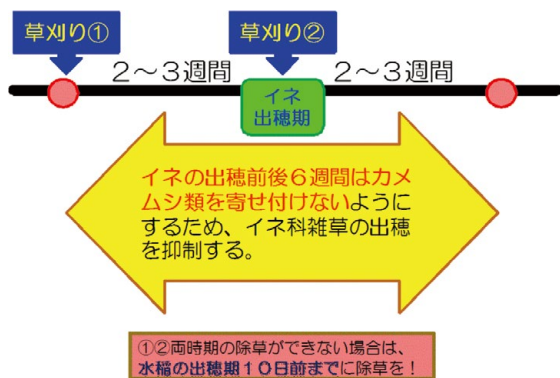


図 1 畦畔 2 回刈のイメージ

4) 雑草イネの防除



写真 1 雑草イネ（○の中）と玄米

雑草イネは、出穂 2 週間後から脱粒し、成熟期頃には大半が脱粒し、玄米の着色により収穫米に混じると異品種混入として扱われます。発生拡大防止のため、見つけたら徹底的に防除することが必要です。①発見したら株ごと抜き、ほ場外に持ち出し処分する、②発生ほ場の機械作業は最後に行い、作業終了後は良く洗い機械による拡散を防ぐ、③秋耕せずに雑草イネの籾を鳥に食べさせ、さらに冬の寒さで死滅させる、④イネ科雑草に効果が高い成分（プレチラクロール等）を含む初期除草剤を使用時期（範囲）の最も早い時期に使い、中期剤及び後期剤による体系防除を行うことです。発生を確認したほ場では、上記を徹底しましょう。対策を怠ると地域全体に拡散する可能性があります。新たに発生を確認した場合は、農業振興事務所や J A に相談してください。

「とちぎの星」の特性を踏まえた技術対策について

栃木県農政部経営技術課

1 「とちぎの星」とは

「とちぎの星」は、栃木県農業試験場が開発し、現在、県、関係団体が積極的に作付を推進している水稻の新品種です。本品種の特徴は、①熟期は中晩生で、「コシヒカリ」より6日程度遅く、「あさひの夢」より6日程度早い、②高温登熟に優れ、外観品質が良い、③イネ縞葉枯病に対し抵抗性を有する、④玄米は「あさひの夢」より大粒で、収量は同程度～やや多収、⑤食味は、「あさひの夢」より優れる、ことです(写真1、表1)。



写真1
左：とちぎの星
右：あさひの夢

近年、イネ縞葉枯病の発生が県中南部から中北部へと拡大しつつあり、安定生産のためには抵抗性品種の作付が必要です。また、県南部は麦の産地であり、水稻の収穫から麦播種までの期間が短い場合、適期播種が難しくなるなど麦の作業に問題を生じることがあります。これらのことから、縞葉枯病に抵抗性があり、「あさひの夢」より熟期が早い「とちぎの星」は、当該地域に適する品種であると言えます。さらに、毎年、全国的に夏季高温による障害(白未熟、胴割米の発生)が問題となっています。本県においても、平成22年に「あさひの夢」の1等米比率が著しく低下しました。このような状況でも「とちぎの星」の品質は安定しており、高温による登熟障害を受けにくい品種特性が発揮されました。また、平成29年産の作況指数が93の不良となり、早植コシヒカリを中心に減収しましたが、「とちぎの星」は減収等の影響も少なく、おおむね平年並の収量を確保しています。

2 栽培のポイント

(1) 基肥窒素は「あさひの夢」よりやや少なく耐倒伏性は「コシヒカリ」より強く、「あさひの夢」よりやや弱い品種であり、特に普通植での多肥栽培は倒伏しやすくなるので注意が必要です。(表2)

表1 イネ縞葉枯病抵抗性と高温登熟性の比較

品種名	イネ縞葉枯病抵抗性	高温登熟性試験成績(埼玉農試)		
		20年度	21年度	22年度
とちぎの星	極強	強	強	強
コシヒカリ	弱	中	やや強	中
あさひの夢	極強	中	中	—

表2 施肥量の基準

栽培型 目標収量	施肥 体系	窒素量 (kg/10a)		追肥時期
		基肥	穂肥	
早植 600kg/10a	分施	4~5	2~3	出穂前 20~18日
	全量 基肥	4.9~6.4 (分施総量の7~8割)		
	基準施用量 「ひとふりくん1号」「ひとふりくん222」ともに40~50kg/10a ※側条施肥の場合、「ひとふりくん側条086」「ひとふりくん側条055」ともに18~25kg/10a			
普通植 570kg/10a	分施	3	2~3	出穂前 15日
	全量 基肥	4.2~4.8 (分施総量の7~8割)		
	基準施用量 「ひとふりくん1号」「ひとふりくん222」ともに35~40kg/10a ※側条施肥の場合、「ひとふりくん側条086」「ひとふりくん側条055」ともに15~20kg/10a			
(参考)普通植「あさひの夢」:「ひとふりくん222」を50~60kg/10a				

(2) 適正な水管理

「とちぎの星」は高温登熟性（夏場の猛暑でも米粒が白く濁った乳白米となりにくい）は強でも異常高温時の高温障害は防ぎきれないことから、他品種同様の管理（間断かん水や夜間かん水等）により、地温の低下、根の活力維持に努め、登熟の向上を図ります。

また、落水時期は、品質（胴割米の発生）・食味の向上を図るため、出穂後30日とします。

(3) 適期収穫

刈り遅れは胴割米の発生等により外観品質が低下するだけでなく、食味の低下にもつながります。収穫は登熟積算気温で1,000~1,100℃、帯緑色籾率10%（黄化率90%）の時点から始め、3%までには終了します。（刈取適期は1週間程度）

3 今後の生産拡大に向けて

平成29年産の「とちぎの星」の作付面積は、前年産から770ha増加し、3,110ha（全年産対比133%）で、子実用品種の約5%となっています。これは、「とちぎの星」の収量性の高さや、外観品質の良さが生産者にも評価されたものと考えています。30年産は子実用品種の7%、4,000ha以上を目標とし、以後、計画的に作付拡大を図っていく考えです。引き続き栽培マニュアルに基づく安定多収・高品質生産を徹底し、生産者はもとより実需者からも良い評価をいただける、県を代表する銘柄に育てていきたいと思えます。

30年産米の生産・集荷・販売に向けて

J A全農とちぎ 米麦部

1. はじめに

本会米麦事業につきましては、日頃より多大なるご協力・ご理解を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、平成29年産主食用米は、28年産に引き続き需給調整がすすみ、3年連続で生産数量目標を達成することができました。J Aグループは、政府とともに主導的に取組み、本県では3年続けて深掘りにより自主的取組参考値を達成しました。

需給見通しでは、28年6月末の民間在庫量204万トンであったものが、29年6月末には199万トンと需給が締まりました。一方で、平成29年産の作況については、全国で100の「平年並み」となりました。この結果、30年6月末の民間在庫量は187万トンが見込まれています。

このように、全国的な需給は飼料用米への積極的な転換などにより均衡していますが、すでにご承知のとおり平成30年産から米政策が見直され、生産者自らの「需要に応じた生産」によってその取組みを行うこととなり、計画的生産の実効性確保が課題となります。

私ども全農では、生産調整を必須の取組みとして、行政や関係機関とともに需給の均衡と生産者手取りの確保の視点をもってとりすすめてまいります。

2. 平成29年産の作柄概況

29年産主食用米の作付は、全国で137.0万ha（農林水産省公表）と自主的取組参考値139万haを達成しましたが、作況が100の「平年並み」となり収穫量は生産数量目標735万トンを下回る730.9万トンが見込まれています。

なお、本県では主力銘柄であるコシヒカリの出穂最盛期となった7月下旬から8月にかけて記録的な日照不足に見舞われ、作況は全国最低の「93」と11年ぶりの「不良」となりました。

なお、予想収穫量は27万3千トン、1等比率については95.1%となっています。

3. 29年産米の集荷・販売状況

29年産米の集荷は、作付面積の減少や天候不順による作柄不良によって生産量が減少し、大手商社や集荷業者との集荷競争の激化や、生産者・J A直売が増加している産地もあり、全国的に大変厳しい状況になっております。本県では、平成29年産生産・集荷・販売方針およびその具体策に沿って、J A・全農が一体となった集荷結集に取り組みましたが、作柄不良が大きく影響し、県本部への主食用米の販売委託数量は8.6万トンを見込んでいます。

販売面では、需給の改善を反映した複数年契約を主とした事前契約に取り組み、販売委託数量の約6割を事前契約で積み上げています。本会米穀課東京事務所では、30年産以降の「需要に応じた生産」を見据え、実需者への直接推進により県産米を安定的に使用する取引先への供給拡大と新規販売先の開拓に取り組み、需給や作柄変動に左右されない複数年契約をメインとした販売推進を展開しています。

なお、消費宣伝・販売促進活動では、28年産米における県産米主要3銘柄を随時アピールするとともに、J Aグループ栃木のコシヒカリ「とちほのか」のメディア等を活用したブランドイメージ・認知度向上の確立・浸透、「とちむすび」、「もぐもぐごはん部」の活動による指名購買の拡大に取り組んでいます。

4. 30年産をめぐる情勢

30年産米の作付は、国による生産数量目標の配分は無くなりますが、生産者や集荷業者・団体が中心となり、引続き、需要に応じた生産に取り組む必要があります。

本会では、29年12月に各J Aと「30年産米作付にかかる基本方針」について合意を形成し、



とちほのかイメージキャラクター
涼風花さん（女流書道家）



「とちむすび」キャラバンカー



消費者との交流会
（もぐもぐごはん部）

生産者手取りの確保とリスク分散を視点に取り
組むことを確認しました。

①主食用米作付参考値（面積）の提示

国が設定した30年産の主食用米の適正
生産数量735万トンを踏まえ、県再生協と
連携し県および市町別の作付参考値（面積）
を設定・提示します。また、生産者別に作
付参考値が示されるよう市町再生協を支援
します。

②消費の減少と輸入へのシフト

主食用米の消費は、これまでのトレンド
では8万トン／年の減少が見込まれていま
す。また、取引価格の回復に伴い、業務用
等で低価格の輸入米を手当とする動きが懸
念されています。

③需給調整米生産の維持と主食用米銘柄間過 不足の調整

平成27年産米以降の飼料用米を中心と
した作付拡大により、主食用米の需給バラ
ンスと価格水準は一定の改善を達成してき
ましたが、主食用米の需要の減少が続いて
います。

このため、30年産についても、平成29
年産での実績を基礎に、同等以上の需給調
整の取組みが欠かせません。一方で、需給
調整米の取組みの進展により、主食用米で
の銘柄間需給に過不足が生じています。こ
うした需給のミスマッチに対し、制度別銘
柄別の作付目標について、JAとの協議に
より改善に向けた取組みをすすめます。

④担い手への集約と低コスト・省力化技術の 普及

引き続き経営体の集約は継続することが
想定されます。この流れに対し、中央会担

い手サポートセンター等との連携を強化
し、手取り確保とリスク分散の視点からの
作付の検討・提案とともに、低コスト・省
力化技術の普及・提案をすすめます。

5. 30年産米生産・集荷・販売の 取組み

30年産生産・集荷・販売については、水田
農業政策の見直しや情勢変化を踏まえ、今後J
A等との協議により「30年産生産・集荷・販
売方針」として集約をはかります。そのなかで、
上記3.4.の視点の反映と課題への対応を整
理します。

特に30年産では、「需要に応じた生産」、複
数年契約など事前契約にもとづく「契約的生
産・販売」への取組みを強化します。また、こ
れを支える広告宣伝・販売促進の取組みによ
り、JAグループ栃木の栃木米の認知度向上、
指名購買率の向上を目指します。

さらに、30年産米では農政の見直しととも
に、私たち全農は、生産者手取りの最大化に
向け、政府の「農林水産業・地域の活力創造
プラン」に対し、「実需者への直接販売」や「買
取販売」の更なる拡大等に取り組むとともに、
主食用米以外について、引続き水田フル活
用の視点により需要に応じた需給調整米・
麦・大豆の作付確保の徹底を推進し、主
食用米の需給と価格の安定および水田営
農の持続性を確保することを基本として
取組みます。現状と課題を踏まえ、生産
者・JAの皆さんへ、そして実需者・消費
者の皆さんへ、それぞれにしっかりと向き
合ってお話を伺い、そして提案をしてまい
ります。引き続き、皆様方のご理解・ご協
力を賜りますようお願い申し上げます。

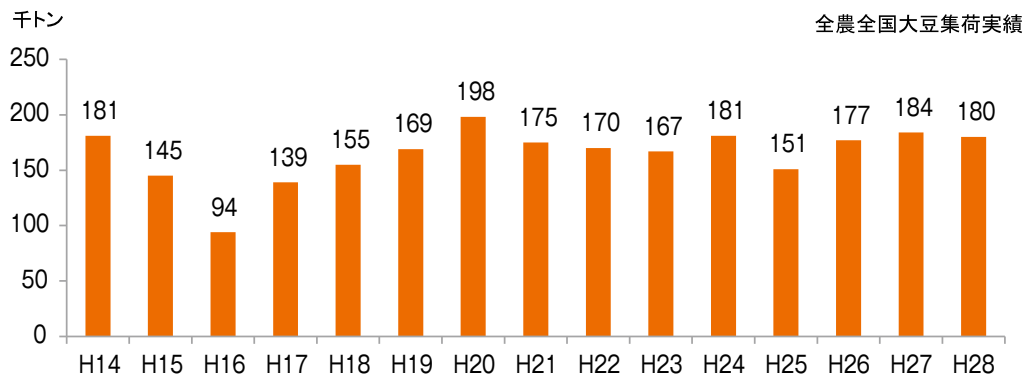
—国産大豆生産情勢—

J A 全農とちぎ 米麦部

1. 平成 28 年産大豆の集荷結果について

平成 28 年産は、全国的に開花期以降の天候不順（多雨や日照不足）の影響を受け、集荷が進むにつれて特に北海道や九州地区において成熟不良による小粒化傾向や製品歩留まりの低下が見られた。また、北陸の一部地区においても収穫期の降雨の影響を受けて不作傾向となった。これらを受け、本会全国大豆集荷数量は前年比 98% の約 180 千トンとなった。

栃木県では前年に続いて作付面積が微増したものの、天候不順により集荷数量は前年並みの約 3.7 千トンにとどまった。



2. 平成 29 年産大豆の生産動向について

(1) 全国の生産計画について

平成 29 年産の全国生産計画面積は約 122 千 ha で前年並みとなっている。数量は平年作を見込んで約 203 千トン（5 月末基準）とした。里のほほえみ等の多収性品種への転換が進んでいること、前年不作となった北海道・九州においては単収の回復を見込んで、集荷増を見込む産地が多い。一方で、東日本地区を中心に夏場の日照不足・長雨、収穫期の降雨が発生したため、計画通りの集荷となるかは若干不透明な情勢となっている。

(2) 栃木県産の生産動向について

栃木県の作付面積は約 2,210ha、前年比 97% で前年より微減となった。生産者数は 651 名（前年 689 名）となり、生産者一戸あたり面積は頭打ちに近付いているものと推察される。

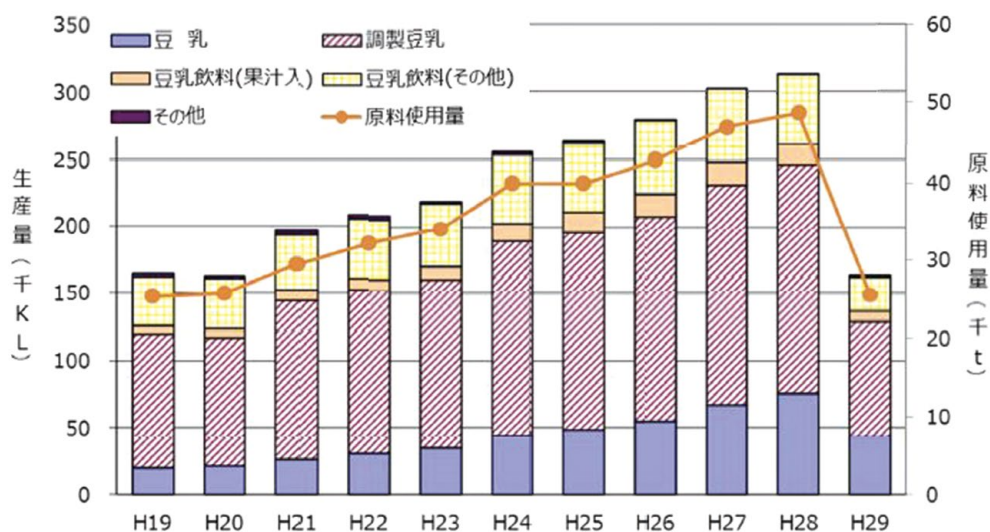
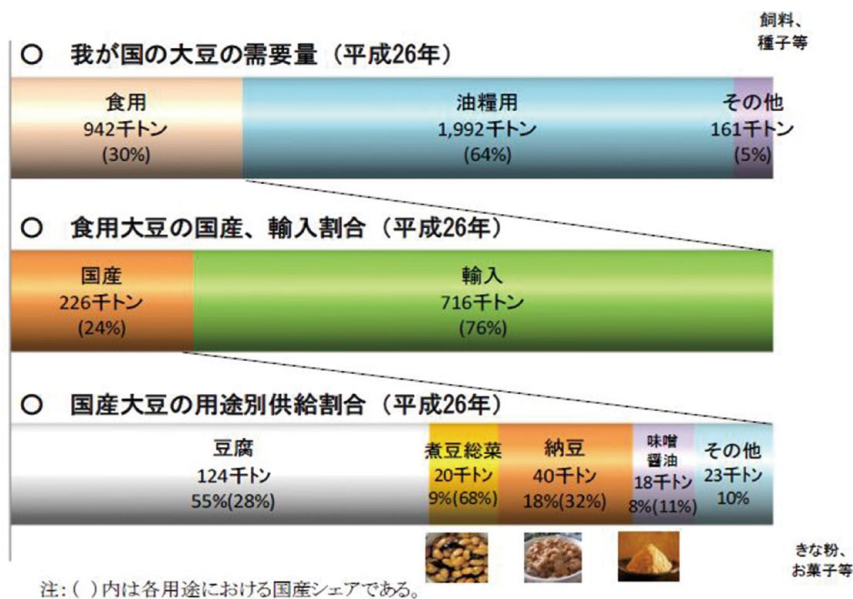
当年は「里のほほえみ」全面転換 3 年目である。天候不順等により転換後も実力通りの実績がなかなか出ない状況ではあるが、今後も大豆作の維持拡大を図るとともに、安定多収生産の普及に努め、栃木県産大豆の品質向上と安定供給を実現したい。

平成29年産大豆の生産計画(地区別 5 月末時点、10トン単位でラウンド処理済)

地区	作付面積 (ha) ※27, 28年産は実績				集荷見込 (トン) ※27, 28年産は実績			
	27年産	28年産	29年産	29年/28年	27年産	28年産	29年産	29年/28年
北海道	29,421	34,377	35,179	102%	59,596	57,632	70,080	122%
東日本	40,272	41,261	41,131	100%	61,365	61,780	64,200	104%
西日本	26,397	26,244	25,847	98%	34,891	33,070	35,410	107%
九州	19,799	20,146	19,859	99%	27,734	27,267	33,750	124%
合計	115,889	122,028	122,017	100%	183,586	179,749	203,440	113%

栃木県産大豆の販売拡大に向けて

- 我が国の食用大豆需要に占める国産大豆の割合は3割弱にとどまっています。今後の国産大豆の販売拡大には、7割強を占める輸入大豆の国産大豆への切替えや、新たな国産大豆需要の開拓により、シェアを拡大することが重要です。
- 近年、大豆の健康機能に注目が集まり、新しい大豆製品の開発が盛んです。中でも豆乳・豆乳関連製品は市場規模が急速に拡大しており、10年ほど前に比べると2倍近い原料使用量に迫っています。
- 栃木県産大豆については、先んじて関東地方の大手豆腐メーカーや豆乳メーカーを中心に交渉を開始し、販路の新規開拓に努めています。



(出典) 上図：農林水産省、下図：日本豆乳協会

※平成29年は6末まで

JA全農とちぎ

(公社)米麦改良協会情報

○平成29年度第3回理事会が開催されました。

11月8日に平成29年度第3回理事会が開催され、平成29年度残量処理計画について協議され、原案通り承認されました。また、平成29年度上期事業報告、平成30年産用種子麦生産実績及び需給見込対応、平成31年産用種子麦生産計画、平成30年産種子麦生産者価格、平成28年産種子事故処理負担金、平成29年産種子事故処理負担金の6項目を報告しました。

○稲、麦類及び大豆の種子について次官通知がありました。

主要農作物種子法廃止後の業務については、当初は、国からガイドラインが示されるとの情報がありましたが、11月15日付け29政統第1238号で、「稲、麦類及び大豆の種子について」の次官通知（抜粋参照）が発出されました。この通知によれば、従来の通知を参考に都道府県が、種子生産や供給に関する業務を実施してよいこととなりました。

- ・ 県の種子に関する業務のすべてを、直ちに取りやめることを求めているわけではない。県の実態を踏まえて必要な措置を講じていくことが必要である。（記 3 種子法廃止後の都道府県の役割 (1))
- ・ 県が種子生産や供給に関する業務を実施するに当たっては、従来の通知を参考とされたい。（記 3 (2))
- ・ 県段階における稲、麦類及び大豆の種子の安定的な供給や***を行うための協議会を設置すること等（記3 (3))

今後、当協会は、栃木県におけるこの協議会機能の一翼を担っていくことが想定されます。

種子法廃止後の栃木県における稲、麦類及び大豆種子の生産や供給に関する業務については、現在、県が検討しています。

なお、当協会といたしましては、県が主催する「主要農作物種子供給あり方検討会」に参加し、種子生産供給体制が維持されるよう要請してまいります。

次官通知抜粋

29政統第1238号
平成29年11月15日
農林水産事務次官

稲、麦類及び大豆の種子について（通知）

主要農作物種子法を廃止する法律（平成29年法律第20号）の施行に伴い、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4の規定に基づく技術的助言として、下記のとおり通知するので御了知願いたい。

なお、本通知の施行に伴い、

- ① 主要農作物種子制度運用基本要綱（昭和61年12月18日付け61農蚕6786号農林水産事務次官依命通知）
- ② 主要農作物種子制度の運用について（昭和61年12月18日付け61農蚕第6800号農林水産省農蚕園芸局長通知）
- ③ 1代雑種稲種子（異なる品種を交配した1代雑種の稲種子）の暫定審査基準等について（平成4年5月7日付け4農蚕第2923号農林水産省農蚕園芸局長通知）
- ④ 主要農作物種子に係る指定種苗制度の運用について（昭和62年8月4日付け62農蚕4943号農林水産省農蚕園芸局長通知）

は廃止する。

以上、命により通知する。

記

- 1 種子・種苗行政の改革について（略）
- 2 主要農作物種子法の果たしてきた役割と廃止に至るまでの経緯（略）
- 3 種子法廃止後の都道府県の役割
 - (1) 都道府県に一律の制度を義務付けていた種子法及び関連通知は廃止するものの、都道府県が、これまで実施してきた稲、麦類及び大豆の種子に関する業務のすべてを、直ちに取りやめることを求めているわけではない。

農業競争力強化支援法第8条第4号においては、国の講ずべき施策として、都道府県が有する種苗の生産に関する知見の民間事業者への提供を促進することとされており、都道府県は、官民の総力を挙げた種子の供給体制の構築のため、民間事業者による稲、麦類及び大豆の種子生産への参入が進むまでの間、種子の増殖に必要な栽培技術等の種子の生産に係る知見を維持し、それを民間事業者に対して提供する役割を担うという前提も踏まえつつ、都道府県内における稲、麦類及び大豆の種子の生産や供給の状況を的確に把握し、それぞれの都道府県の実態を踏まえて必要な措置を講じていくことが必要である。
 - (2) 都道府県が、稲、麦類及び大豆の種子の生産や供給に係る業務を実施するに当たっては、
 - ① 米等の生産・販売を戦略的に行っている農業者や農業者団体等との意見交換等により、種子・種苗行政に関するニーズを的確に把握すること
 - ② 都道府県内の農業者が必要とする種子の調達状況の調査を行うこと
 - ③ 以上を踏まえて稲、麦類及び大豆の種子の供給に当たって都道府県の措置すべきことを整理すること

を大前提として、従来実施してきた業務を実施する場合には、必要に応じて、従来の通知を参考とされたい。

その際、種子法の廃止を踏まえ、民間事業者の育成品種についても適正に取り扱うとや、種子生産における民間事業者との連携を十分に考慮していただく必要がある。

- (3) このような取組を行うに当たって、必要な場合には、都道府県段階における稲、麦類及び大豆の種子の安定的な供給や民間事業者の参入の促進を行うための協議会を設置すること等により、情報の共有、課題の解決策の検討を行うことも考えられる。

なお、都道府県域を越えた横断的な課題については、国が調整を行うこととする。

4 稲、麦類及び大豆の種子の品質の確保

- (1) 種子法の廃止に伴い、今後、種子の品質の確保は、種苗法第 61 条第 1 項に基づく指定種苗の生産等に関する基準（平成 14 年 4 月 1 日農林水産省告示第 933 号。以下「生産等基準」という。）の遵守状況の確認によって行うこととなる。

- (2) このことによって、

- ① 従来は都道府県が指定した稲、麦類及び大豆の種子ほ場に限り品質の確認が行われていたが、今後は民間事業者が生産する種子を含めた流通する全ての種子について品質の確認が行われ、
- ② 従来は都道府県による流通前の全ロットでの審査及び証明書の発行によって品質の確認が行われていたが、今後は国又は都道府県による流通する種子の検査によって確認が行われる

ことによって、種子の品質が確保されることとなる。

- (3) なお、稲、麦類及び大豆の生産等基準の確認業務は、広域種苗業者（2以上の都道府県の区域内に営業所（稲、麦類及び大豆の種子について、販売等に関する事務所、保管に関する施設及び種子の調整等に関する施設をいう。）を設けて種苗を販売する種苗業者）においては農林水産大臣が、それ以外の種苗業者においては都道府県知事が行うこととなる。

- (4) その他

生産等基準は流通する全ての稲、麦類及び大豆の種子が対象となることから、都道府県においては、稲、麦類及び大豆の種子の生産を行う民間事業者に対しても生産等基準について周知されたい。

5 民間事業者への種苗の生産に関する知見の提供

- (1) 農業競争力強化支援法第 8 条第 4 号に基づき、今後、国の独立行政法人だけでなく、都道府県（試験研究機関）から、種苗の生産に関する知見を民間事業者に提供する事案が増加すると考えられる。

- (2) 農業競争力強化支援法の目的は、官民の総力を挙げた種子・種苗の開発・供給体制を構築することで、我が国農業の国際競争力を強化し、農業を成長産業にすることにある。

したがって、民間事業者への知見の提供に当たっては、この観点から適切な契約を締結することが必要不可欠であるので、この点十分留意されたい。

また、必要な場合には、国に十分相談いただきたい。